

秋田市告示第50号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和7年2月21日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域変更および供用開始の区間

整理 番号	旧 新	路線名	起 終	点 点	総延長 (メートル)	幅員 (メートル)
40481	旧	上通1号線	秋田市外旭川字松崎235番地先		99.50	2.80 ～ 3.30
			秋田市外旭川字松崎243番地先			
	新	上通1号線	秋田市外旭川字松崎262番地先		59.00	2.00 ～ 3.30
			秋田市外旭川字松崎109番地先			

2 区域変更および供用開始の期日 令和7年2月21日

3 縦覧期間 令和7年2月21日から同年3月14日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで